

第 1 回 「子どもの権利」というけれど何？必要？ ～泣くことから始まる子どもの権利～



講師 岡村 由紀子 氏

はじめに

いろいろな子どもが園に来ています。発達障害と診断される子どももいます。そのような中で、今までの保育がうまくいかない、発達を理解しようとするけれど、なかなかうまくいかないと感じている方がいます。皆さんの保育がもっと楽しくやれるように、いろいろな子どもがいるということを前提に学習していきます。

保育の一番奥深いところは、「子どもの人権」という人権感覚をもつかどうかです。それが教育や保育にかかわる大人に求められています。私は、教師や保育者が子どもの人権についてきちんと学んでいくことで、保育がもっと豊かになると思っています。

赤ちゃんが生まれた時に泣くのは、「子どもの権利」という考え方です。権利は当たり前の主張であり、生まれながらにして一人の人間として生きる存在であるという考えです。

1 保育所保育指針から

平成 30 年 4 月、保育所保育指針が新しくなります。第 1 章総則に「保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進する」とあります。ここで大事なことは、「最善の利益」です。1994 年、日本は子どもの権利条約を採択しました。

2 「子どもの権利条約」までのあゆみ

1762 年、ルソーは『エミール』の中で「人間を人間として考え、子どもを子どもとして考えなければ

ならない」と言っています。「子ども」の発見です。それ以前は子どもを「大人のミニチュア版」と捉えていました。つまり、子どもを早く労働対象にすることが考えられており、子ども時代に意義があるという捉えではなかったのです。

ルソーは、「子どもは大人と違う。だから子どもの大事な時代を豊かに過ごす。早くに理性をおこすな。感覚機能が十分発達する時期だから、感覚を豊かに。」と言っています。

新幼稚園教育要領、新保育所保育指針では、非認知という言葉がたくさん使われています。非認知とは、感性、感覚のことです。子ども時代は、大変意味あることなのです。

1789 年、フランス革命が起き、「人は、自由かつ権利として平等なものとして生まれ、かつ生きる」という人権宣言が出されます。この人権は、大人のことを示しています。

1914~1918 年、第一次世界大戦が起こります。1924 年、ジュネーブ宣言では、「人類は児童に対して最善のものを与える義務をもつ」と言っています。裏を返すと、第一次世界大戦で、子どもがどれほど悲劇の状態にさらされたかということです。これではいけないということで、この宣言があったのです。

1939~1945 年、第二次世界大戦が起こります。この戦争の後、「子どもの人権」の原点となる 1946 年の日本国憲法が發布されます。

1947 年、子どもの人権に関する法である児童福祉法が出されました。その後、朝鮮戦争があり、1948 年、世界人権宣言が發布されます。「教育の権利」「母と子どもは特別の補助及び援助を受ける権

利」「全ての子どもは、嫡出子であるかどうかを問わず、同じ社会的保護を享有する権利」です。

1951年5月5日児童憲章が制定されます。1952年、子どもを守る国際会議があり、1959年に児童権利宣言が採択されましたが、条約ほどの権限はありません。ジュネーブ宣言を引き継ぐ形で、子どもに特化しています。

その後、ベトナム戦争があり、1966年に国際人権規約が採択されました。基本的人権保障への法的拘束力が強まり、1978年、ポーランド政府は「子どもの権利条約」の草案を国連に提出しました。1979年の国際児童年には、「児童の権利宣言」を見直し、強化します。国連の人権委員会に、子どもの権利条約についての作業部会が設置されました。

1985年の輸血拒否事件は、2007年の新聞で次のように大きく取り上げられています。「1985年、小学校5年の少年がダンプカーにはねられ、両足骨折で川崎市の病院に運ばれた。医師は輸血が必要と判断したが、宗教上の理由で信者である両親は輸血を断固拒否した。約5時間後、少年は出血多量で死亡した。世論は少年に深い同情を寄せたものの、子どもの生きる権利が論点として浮上することはなかった。」

弁護士の鈴木氏は、「問題は、親がいう宗教上の教義にあるのではなく、医師の裁量権にあるのではない。子どもの生存権、人格権を無条件に尊重するという立場に立っていれば、決して起こりようがなかった。当時、法律家の間でさえも子どもの権利という視点は、すっぱり抜け落ちていた。」と言います。日本で初めて「子どもの権利」で争われた事件です。

この事件から4年後の1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。子どもの人権に関する人類史上初めての国際条約で、42条から構成されています。

前文には、「子どもは全面的で調和のとれた人格

の発達のために、家庭環境のもと、幸福、愛情、そして理解ある雰囲気のある中で成長するべきです。子どもは社会の中で個人としての生活が送れるように、十分な準備が整えられるべきです。そして、国際連合憲章での理想の精神、特に平和、尊厳、寛容、自由、平等、連帯の精神のもとで育てられるべきです。子どもには特別の配慮が必要です。」と書かれています。

こうして1989年に、子どもや障害児に関する条約が採択され、さらに2005年9月には、国連子どもの権利委員会において「乳幼児期における子どもの権利」が採択されました。

「子どもの権利条約」誕生に至るまで、何があったかという、それは数々の戦争です。人類は、戦争をやるたびに人間の尊厳を潰し、生きる望みを失わせてきました。また多くの子どもやお年寄り、障害を持つ人々を悲しい状況に追いやったのです。

3 「子どもの権利条約」の概要

「子どもの権利条約」は、前文と3部54条で構成されており、子どもの最善の利益を求めるものです。この中で一番多い言葉が、「子どもの最善の利益」です。訳すと *interest* で「興味・関心」です。子どもが興味・関心を持って、日常の生活や遊びの主人公となるような保育内容を創り出すことが、子どもの権利を守ることになります。子どもが納得しなければ、保育を振り返る必要があります。子どもが“やりたい”と寄ってくるような保育を創り出すことが、子どもの権利を守ることになります。

実は、子どもの権利条約ができる1989年、カメルーン代表は次のように言っています。

「カメルーンは極端な貧困で飢えていて、子どもが何人も何人も亡くなっています。かたや先進国は、消費社会で、第三世界と先進国が遊離されています。しかし、子どもが置かれている状況は両方とも大変危機的です。」

いわゆる後進国は食べる物が無く、飢えに苦しんでいます。一方、先進国の子どもたちは、いじめや非行、麻薬など、内的な汚染が進んでいます。つまり、人のことを考えるのではなく、自分の利益だけで人はどうでもいい。だから人が困っていても、自分の利益のために快楽を求める。いじめも非行も麻薬もそうです。

現れているものは違いますが、両方とも子どもの権利が侵されているのです。」

代表の発言に大きな拍手が起こり、この条約が締結されました。つまり、極端な貧困と消費は一見して違いますが、子どもが脅かされているということで一致したのです。

「子どもの権利」にかかわる法律が、日本には三つあります。

一つ目は日本国憲法。国民主権、戦争はしないという平和主義、人は誰からも侵されない基本的人権。根拠は 25 条、13 条にあります。国民が人間として自分らしく生きる権利を持っていることが、日本において子どもの権利の母体になっている法律です。

二つ目は 1947 年の児童福祉法。子どもが健やかに育成される権利です。生活を保護され、愛護される権利を持っているということです。

三つ目が 1951 年の児童憲章。児童は人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられるというように、人間は生まれながらにして尊厳のある存在であると位置づけられました。児童憲章は、「子どもの権利条約」のずっと前にできたものです。これはとても素晴らしい、誇れる憲章です。

4 生活の中の子どもの権利

「子どもの権利条約」を知ることが あなたの子ども
の幸せ 『こどもが まんなか PROJECT』
(全日本私立幼稚園連合会) より

① 生きる権利

ただ褒めるのではなく、子どもをしっかり見ることが大切です。

② 育つ権利

大人が、こういう子になってほしいと思えば思うほど制約が入ってきますが、子どもが十人いたらみんな違います。子どもが伸びようとしていること、子どもがもっているものは十人十色です。これは、子どもの育つ権利、生きる権利に重なります。

自己主張と自己コントロールの関係についてお話しします。自己主張というと、自分の言いたいことばかりを言うように思われがちですが、そうではなく、“今は何を考えればいいか、わからないんだよ”と主張できることは大切なことです。

楽しいことに向かっていく時は、自分を抑えた方がみんなも楽しいだろうという自己コントロールが形成されやすいです。子どもは目的がはっきりすると、気持ちを抑えられます。自分の意見を言ったり抑えたりするのは、いつも子ども自身が決めることです。

③ 守られる権利

大人は子どものモデルになります。バスの中で子どもががやがやした時、私は「バスは、いろいろな人が乗っているんだよ。だから家の車とは違うから、そんなに大きな声ではなく、話す時はありさんくらいの声でね。」と言います。これは他者理解につながります。

今日、プールに入りたくないという A ちゃんがいきました。私が「今、なんで元気がないかお話できるようになったら、ちゃんとしてくれる？」と言うと、A ちゃんは「うん。」と返事をした後、しくしくし始めて、「お母さんに会いたい。」と言ったのです。そこで、「今、A ちゃんはお母さんに会いたくなっちゃったんだって。」とクラスの子どもたちに話したら、女の子たちが寄ってきて、「うん、わかるわかる。そういう時は元気がないんだよ。近くで見てて。」と言いました。A ちゃんは、みんなが

見えるところにいたら気持ちが元気になる、プールに入りました。Aちゃんは、いろいろとつかかかるとのことの子ですが、大人がこうして接していれば、周りの子どもはAちゃんに、「え、また？」とは言いません。Aちゃんは何らかの理由があってできないのです。だから、Aちゃんの気持ちが守られることで周りの子の他者理解が深まるし、障害があるからと言って「特別な子」という捉えにはなっていないと思います。

④参加する権利

子どもが喃語を言ったら、一緒に「あ～あ～だね。」と言ってあげます。自分の気持ちを聞き取られた子だけが、自分の意見を話し、相手の話も聞こうとします。これが、参加する力になります。小学校に行き急いで「先生の話をお聞きなさい。」と言っても、それは無理です。話を聞いてもらった経験がないと、人の話を聞く力は育っていきません。子どもの意見や気持ちを聞き取っていくことが、参加する権利において課題になっています。

『生活の中の子どもの権利』に、次の文章があります。「日本では、子どもは親に従うのが当然という社会通念が強く、子どもは大人と同じ権利を持つ人間として尊重されるという考え方が浸透していません。戦後70年の間、経済効率を優先してきた結果、子どもの意見を聞くことや心の声に耳を傾けることは後回しでした。少子化など社会的な問題だけが取り上げられていますが、日常生活の中で子どもたちが健やかに育つ権利が奪われていないかなどを問い直さなければなりません。『子どもの権利条約』への理解を深めることが、子どもたちの幸せにつながるのだと気づかせてくれます。

子どもは大人から一方的に知識を与えられて育つのではなく、自分のしたいことを夢中になって楽しむ時間の中で、様々なことを主体的に学んでいきます。子ども時代に自由な時間や空間を保障される

ことで、子どもに自己肯定感が育ち、主体的に生きていくこととなります。子どもが自由に遊ぶ時間を大切にしてください。」

子どもが自由に遊んでいる時は、何に興味・関心を持っているかを知るチャンスです。私は自由遊びで、今、子どもは何に夢中になっているのか、誰が好きで、誰と人間関係を築いているかを観察します。それを参考にして、次の保育計画を立てることや子どもの興味・関心を生かした行事を創り出すことを保育者に指導しています。

子どもが自由に遊ぶ、夢中になるというのは、興味・関心があるということです。それは、子どもの権利です。そのような遊びを創り出すのが、保育園、幼稚園の専門性です。

子どもの人権はたくさんあり、日常にあるもので、大人が子どもに細心の注意を払って育てていくものです。ですから、大人が子どもとどう向き合うかが問われます。それは保育の質につながります。特に幼児期後半、子どもが子ども集団をつくって遊びを展開していく時に、先生がいなくてもみんなの意見を聞きながら一緒に何かを創り上げていくという、学童期につながるこの時期には、こうした視点が重要です。

6 終わりに

大人には、乳児がどれほど小さく弱い存在だとしても、その小ささ、弱さのなかに命の尊厳と可能性を認知する感性が求められています。ましてや、子どもの人格にかかわる保育者には、いじめや虐待など、子どもを取り巻く状況が厳しい中、人権感覚が問われる時代です。子どもの最善の利益を求めて保育を創造することが、子どもの幸せにつながり、笑顔溢れる子どもの姿につながるものと思っています。

第1回 保育者資質向上研修会
平成29年7月18日
会場：焼津市総合福祉会館ウェルシッパ